

下水道使用料の改定に関する説明会資料

- 1 改定内容について
 - (1) 改定内容と施行時期について

- 2 改定に至った理由、背景について
 - (1) 下水道事業について
 - (2) 下水道事業の現状について
 - (3) 下水道事業の課題について

- 3 使用料改定の検討と今後について
 - (1) 経費回収率の向上に向けて
 - (2) 中間目標と目標について
 - (3) 今後の予定について

日時:令和8年2月14日(土)

場所:コミュニティセンター4階

402・403・404会議室

1 改定内容について

(1) 改定内容と施行時期について

【現行】

使用料区分	排水区分	一般排水		中間排水	特定排水
		公衆浴場	その他		
水量使用料 (汚水排出量1立方メートルにつき)		53円	106円	180円	253円

(税抜)

【改定後】

使用料区分	排水区分	一般排水		中間排水	特定排水
		公衆浴場	その他		
水量使用料 (汚水排出量1立方メートルにつき)		60円	120円	204円	286円
基本使用料 (1月につき)		150円			

(税抜)

- 水質使用料は変更なし
- 令和8年4月1日 施行

月20㎡使用時の家庭用下水道使用料(税込)

2,332円 → 2,805円 (増加額473円・改定率20.3%)

※全体の改定率は18.9%

2 改定に至った理由、背景について

(1) 下水道事業について

① 下水道の役割について

・周辺環境が良くなる！



・川や海がきれいになります！



・トイレがさわやかになる！



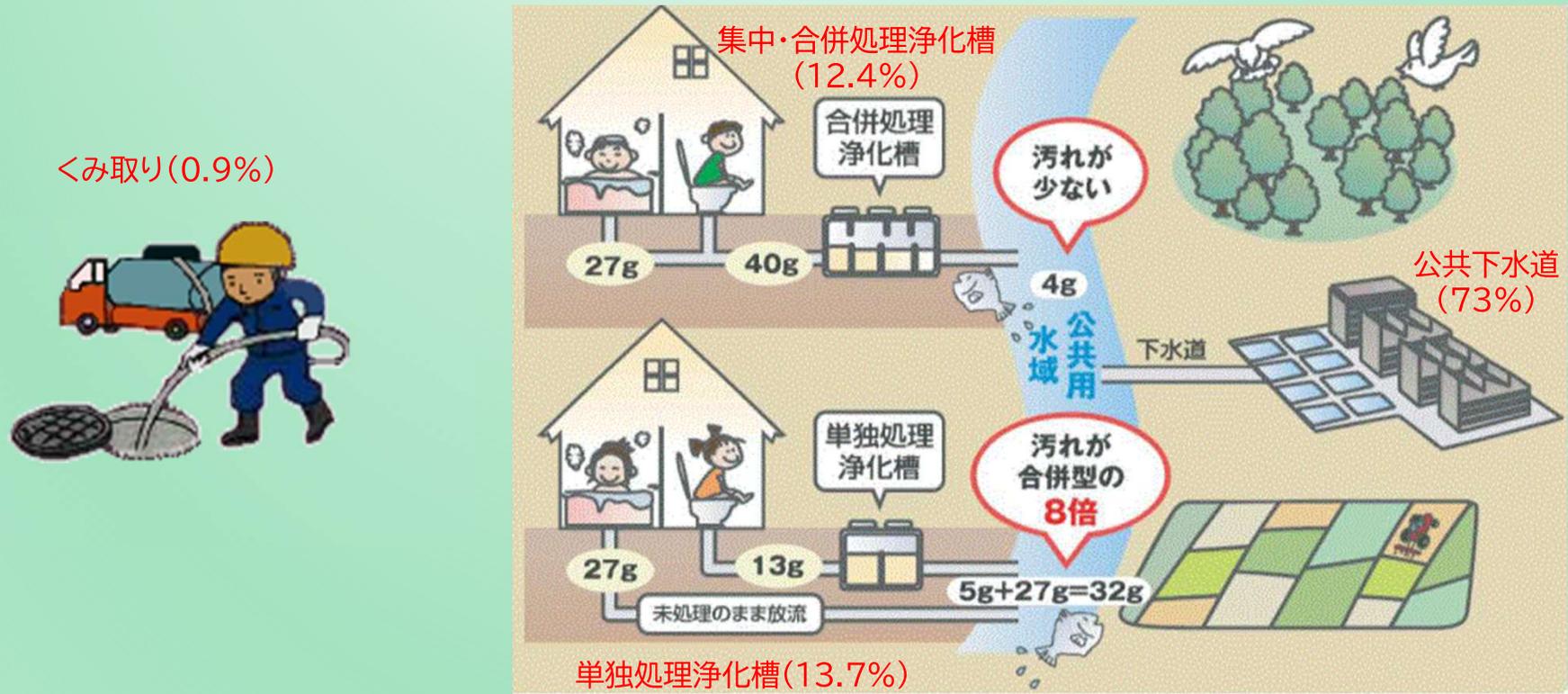
・雨水を排除します！



2 改定に至った理由、背景について

(1) 下水道事業について

② 生駒市の汚水処理の方法(R6.3末)



2 改定に至った理由、背景について

(1) 下水道事業について

③ 生駒市の下水道年表

年度	事柄	普及率	使用料 (税抜)
昭和47年度	公共下水道基本計画を策定	—	—
昭和49年度	公共下水道の建設に着手	—	—
昭和52年度	山田川浄化センター建設 (鹿ノ台住宅地開発に伴い民間事業者が建設)	—	—
昭和60年度	下水道事業の供用開始 (竜田川浄化センター及び山田川浄化センター供用開始)	11.0%	94円
昭和62年度	流域下水道富雄川幹線供用開始	21.2%	94円
平成18年度	流域下水道竜田川幹線供用開始	49.6%	94円
平成21年度	下水道使用料を初改定 (平成25年度までの5年間で94円から106円へ段階的に改定)	57.3%	96円
令和2年度	公営企業会計へ移行	71.8%	106円
令和6年度	下水道事業ストックマネジメント計画を策定	73.4%	106円

2 改定に至った理由、背景について

(1) 下水道事業について

④ 下水道経営の基本原則

(独立採算の原則)

下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくことを原則としている。

(受益者負担の原則)

下水道というサービスにより利益を受ける者が、その経費を負担すべきという原則

(雨水公費・汚水私費の原則)

雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費(税金)により負担
一方、汚水は原因者や受益者が明らかなことから、私費(下水道使用料)により負担

2 改定に至った理由、背景について

(2) 下水道事業の現状について

① 事業の概要

(令和5年度末)

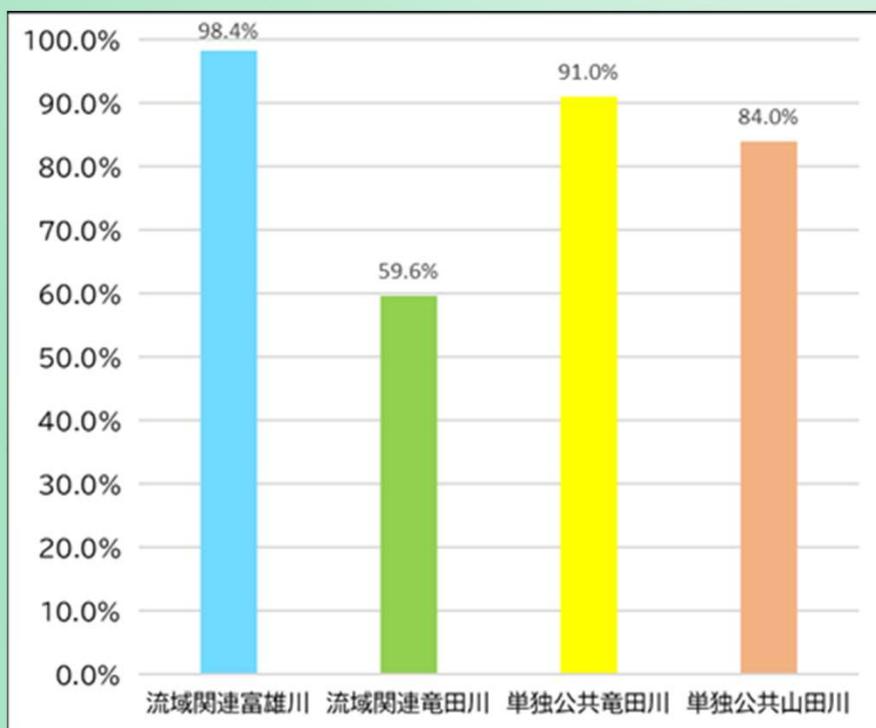
項目	内容
供用開始日	昭和60年4月
行政人口	116,819人
供用開始区域内人口	85,285人
下水道普及率	73.0%
水洗化人口	77,511人
水洗化率(水洗化人口/供用開始区域内人口)	90.9%
供用開始区域面積	1,257.65ha
排除方法	分流式

2 改定に至った理由、背景について

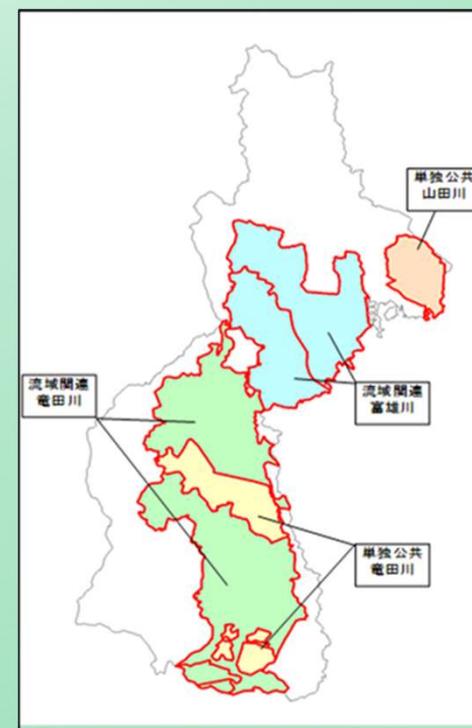
(2) 下水道事業の現状について

② 普及状況

処理区別の下水道普及率(%) (令和5年度末)



各処理区



2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

課題1 【もの】

- ① 下水道にとって不利な地勢
- ② 遅い流域下水道(竜田川流域)の到達
- ③ 更新需要の増大(ストックマネジメント)
- ④ 下水道整備(費用対効果)
- ⑤ 全体計画の見直し

2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

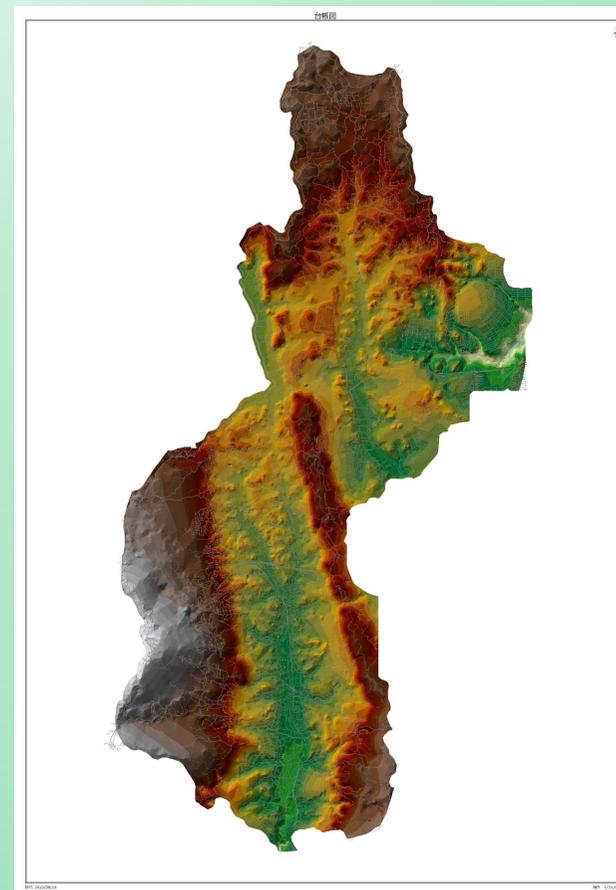
① 下水道にとって不利な地勢

- ・起伏に富んだ地形により、多くのポンプ施設が必要
- ➔ 動力費等の負担が増大

② 流域下水道竜田川幹線の遅い到達

- ・急激な人口増加に対応するため
竜田川浄化センターを建設（昭和60年度）
- ・最上流部の生駒市に流域下水道が到達（平成18年度）
するまでに合併処理浄化槽が増加
- ➔ 水洗化率（下水道接続率）の低下要因

※平成12年12月以降 単独処理浄化槽の設置禁止



2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

③ 更新需要の増大

これまで下水道整備に注力し、
ほとんど更新を行っていない

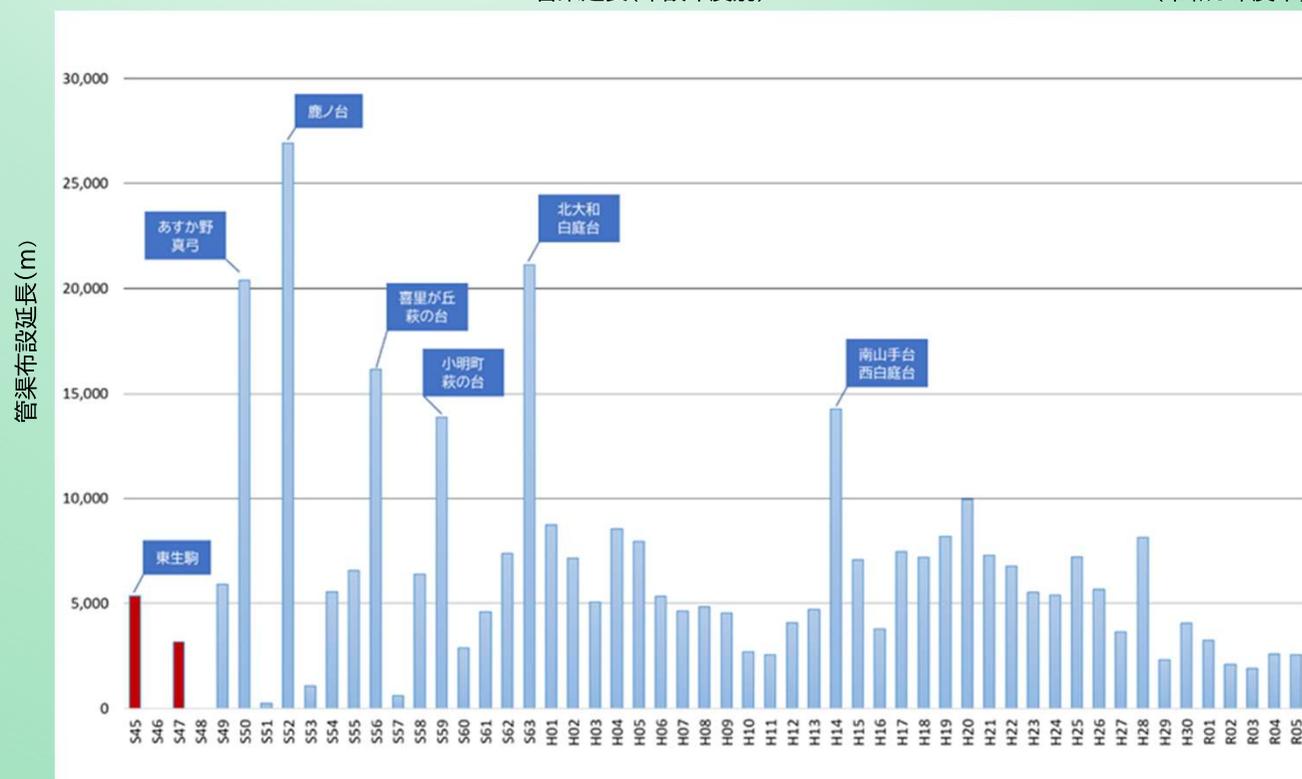


ストックマネジメント計画に
基づき、令和7年度から更新
に着手

- ▶管渠：345km
- ▶浄化センター：2カ所
- ▶ポンプ場等：6カ所
- ▶マンホールポンプ場：13カ所

管渠延長(布設年度別)

(令和5年度末)



2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

④ 下水道整備(費用対効果)

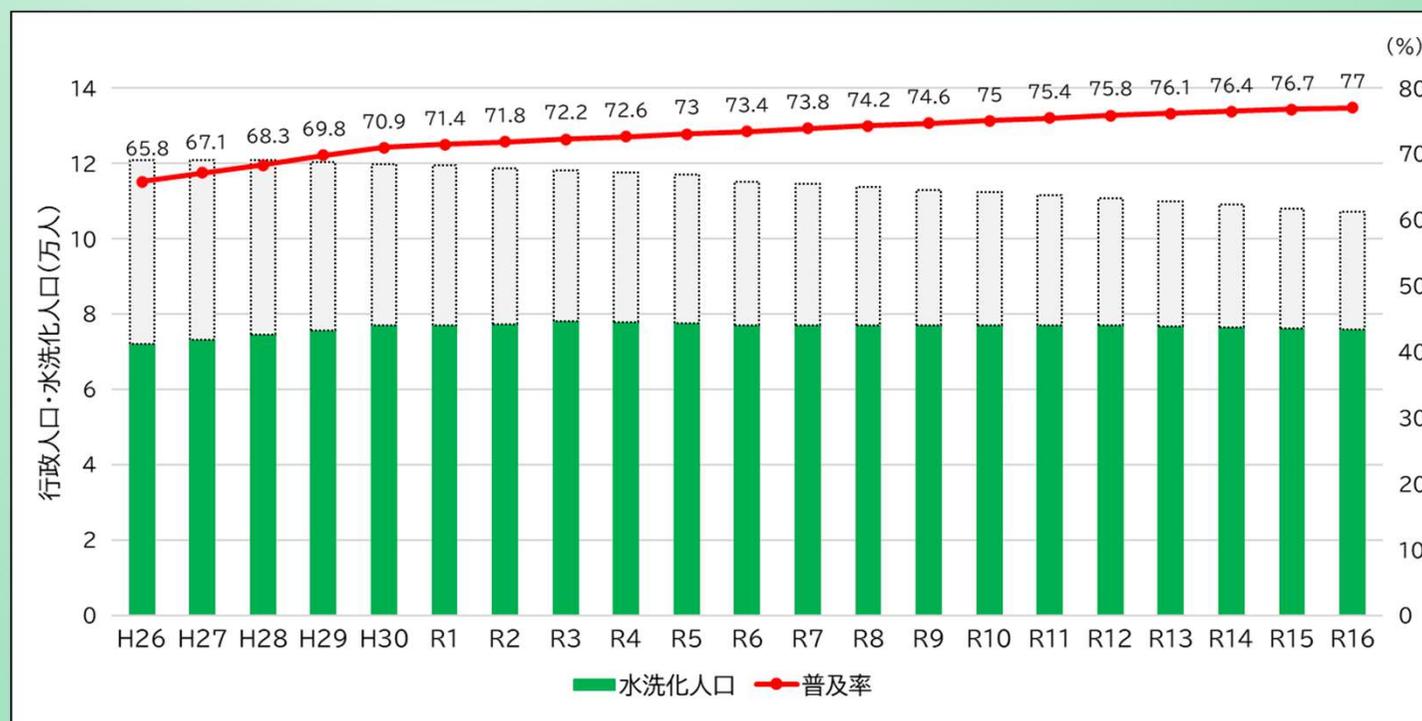
普及率は微増

➡流域関連竜田川処理区の整備を継続

水洗化人口は減少

➡行政人口の減少により、水洗化人口の減少が進む

行政人口・水洗化人口と普及率



2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

- ▶ 1カ所当たりの平均整備費用(実負担額) 約130万円 ……①

※整備費用には工事費、設計委託、補償費を含む 約190万円
※財源として国庫補助金、受益者負担金 約60万円
※令和2年度～令和5年度平均値

- ▶ 使用料収支(使用料－流域負担金) 約1.3万円/年 ……②

※平均的家庭の使用料(20m³/月)で算出

- ▶ 整備費を回収できるまでの年数 約100年間 (①÷②)

整備困難な地域や費用対効果の低い地域が残されている。

➡ 今後、下水道全体計画の見直し検討が必要

2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

課題2 【かね】

- ① 下水道使用料
- ② 経費回収率
- ③ 一般会計補助金

2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

① 下水道使用料

1か月20m³当たり家庭使用料(税抜、円)

(令和5年度末)

下水道使用料

一般排水	106円
中間排水 ※1	180円
特定排水 ※2	253円

注1:工場等からの汚水排出量が
301~750m³/月のもの

注2:工場等からの汚水排出量が
750m³/月を超えるもの

生駒市は**住宅都市**

➡大口使用者に頼れない

(一般排水割合)

生駒市 約94%

大和郡山市 約66%

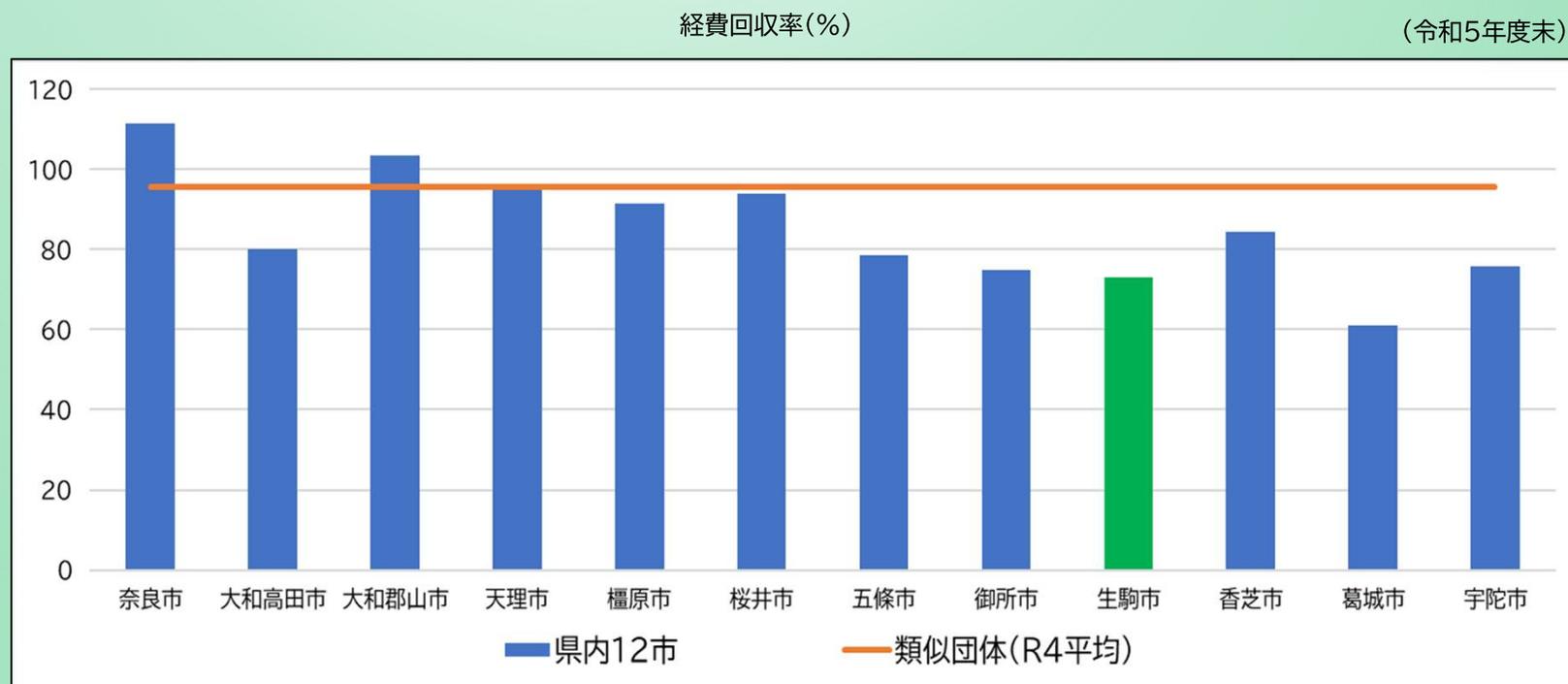


2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

② 経費回収率…使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標

生駒市 : 73.1%
県内各市平均 : 86.5%
類似団体平均 : 95.7%



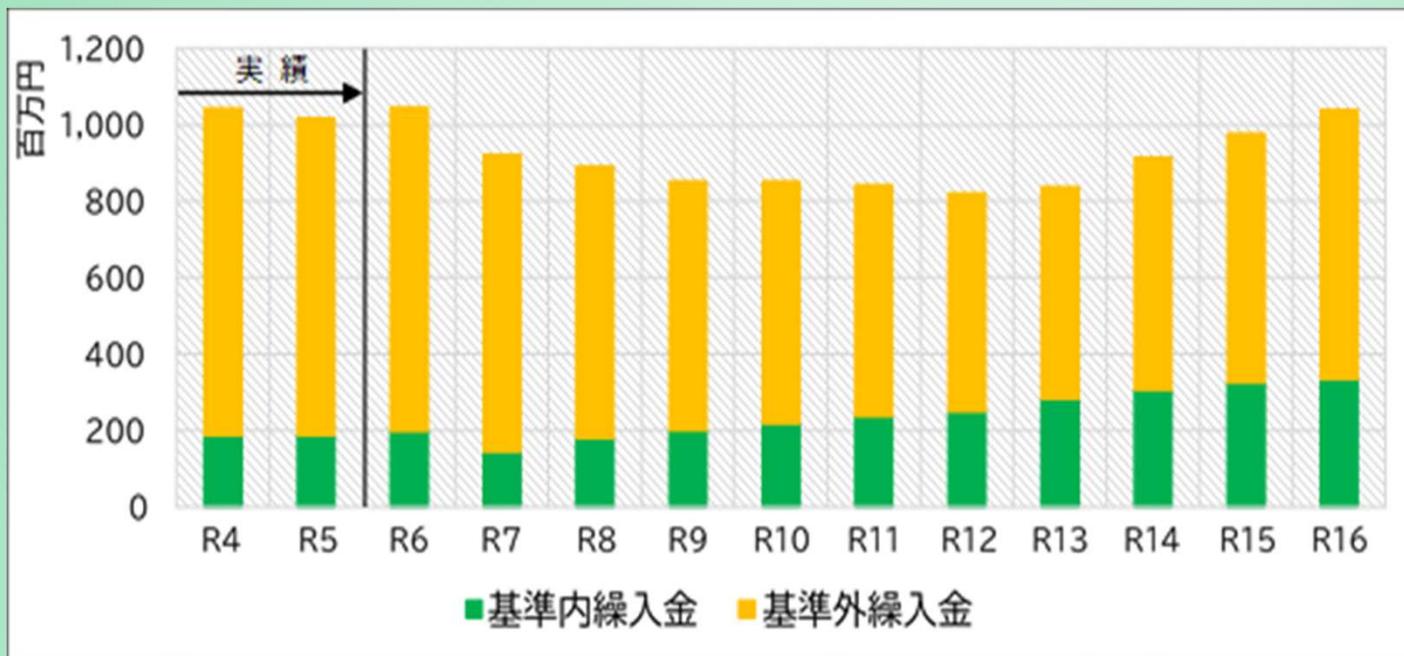
2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

③ 一般会計補助金

一般会計補助金の推移(百万円)

(令和5年度末)



▶ 基準内繰入金とは
総務省が示す操出基準に基づき、一般会計が負担すべき経費(雨水処理費等)で、国の財政措置が認められる。

▶ 基準外繰入金とは
繰出基準に基づかない繰入金

▶ 基準外繰出金は、独立採算の原則と相いれず、削減が必要

2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

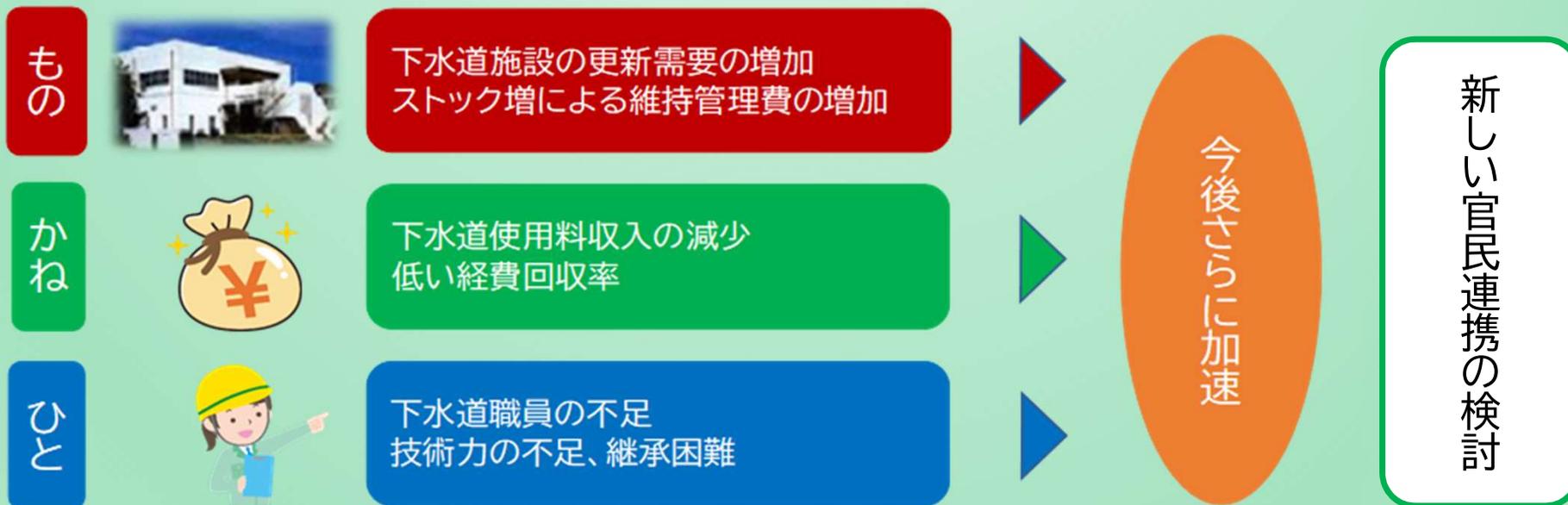
課題3 【ひと】

- ① 職員数の減少
- ② 技術系職員の確保及び技術の継承
- ③ 管理・更新一体マネジメント方式の導入検討

2 改定に至った理由、背景について

(3) 下水道事業の課題について

③ 管理・更新一体マネジメント方式の導入検討



3 使用料改定の検討と今後について

(1) 経費回収率の向上に向けて ～経営の基本方針・施策について～

●基本方針 持続可能な下水道事業

●基本施策 施策1 効率的な下水道の整備

施策2 スtockマネジメント計画に基づく施設の更新

施策3 経費回収率の向上

施策4 持続可能な執行体制の確保

3 使用料改定の検討と今後について

(1) 経費回収率の向上に向けて ~なぜ今、下水道使用料を適正化するのか~

- ・令和6年度に経費回収率向上に向けたロードマップを策定

少なくとも5年に1回の頻度で「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を策定することが国庫補助金が交付される要件

- ・令和6年度に生駒市下水道事業経営審議会条例を制定

令和7年3月~8月にかけて4回の審議会を開催し、令和7年8月に「適正な下水道使用料のあり方について」を答申

- ・令和7年度から更新事業に着手

令和6年度にストックマネジメント計画を策定

- ・監査委員からの指摘

令和5年度 下水道事業会計 決算審査意見書

令和7年度が
ベストタイミング

3 使用料改定の検討と今後について

(1) 経費回収率の向上に向けて ～監査委員からの指摘～

【令和5年度 下水道事業会計 決算審査意見書から抜粋】

令和6年度に改定する経営戦略で下水道使用料適正化へのロードマップを示すとのことであるが、**経費回収率を100%に近づける**には、現状における経費回収率の低さや老朽管が増えていくことに鑑みると、経費の節減や水洗化率の向上だけでは難しいと考えられることから、十分な検討のうえ方針を決定し、市民への説明を丁寧に実施して理解を得た上で、**可及的速やかに料金設定を適正化すべき**と思われる。

3 使用料改定の検討と今後について

(1) 経費回収率の向上に向けて ～公平性の観点から(汚水処理に係る負担)～

下水道

27,984円/年 (月20m³使用時)

41,976円/年 (月30m³使用時)

【内訳】

- ・ 106円×20m³×12ヶ月×消費税
- ・ 106円×30m³×12ヶ月×消費税

合併処理浄化槽

49,150円/年 (水量に関わらず一定)

【内訳】

- ・ 清掃料 22,000円 (2.5トンくみ取り時)
- ・ 保守点検料 14,850円 (4,950円×3回)
- ・ 法定検査 4,500円
- ・ 電気代 7,800円 (650円×12ヶ月)

※清掃料、保守点検料及び電気代は参考値

- ・ 下水道の方が**年間21,166円安い**(月20m³使用時)
- ・ イニシャルコストも合併処理浄化槽の方が高い



未普及地域で浄化槽をお使いの家庭が多いため
汚水処理に係る負担の公平性に課題

POINT

3 使用料改定の検討と今後について

(1) 経費回収率の向上に向けて ～公平性の観点から(世代間の負担)～

新設世代 (これまでの40年間)

- ・施設の新設に注力
- ・施設の更新費用ほぼ無し
- ・民間開発に伴う受贈施設は整備費用の負担無し

現在でも
経費回収率
73%

更新世代 (これからの40年間)

- ・施設の新設と更新を同時に実施
- ・更新費用は年間10億円以上を想定
- ・受贈施設に係る更新費用の負担大

- ・令和7年度から施設の更新に着手
- ・本格的な更新費用増大は令和12年度以降



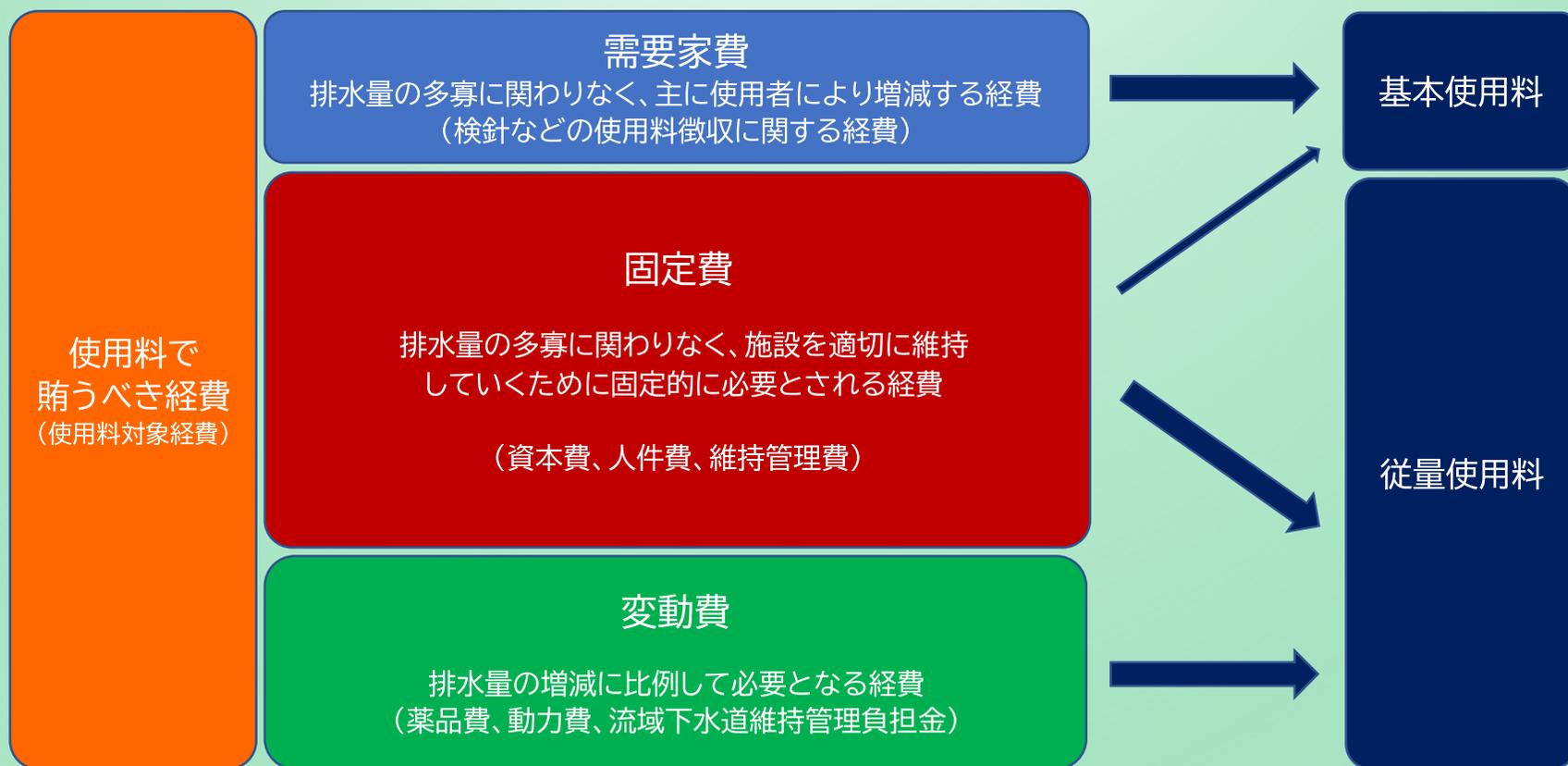
更新費用が増大する前に
世代間の負担の公平性を改善したい

POINT

3 使用料改定の検討と今後について

(1) 経費回収率の向上に向けて ～使用料対象経費の分解と配賦～

使用料対象経費の分解と配賦イメージ



3 使用料改定の検討と今後について

(1) 経費回収率の向上に向けて ～1月あたりの使用水量の分布～

水量(m ³ /月)	調定件数(件/月)	構成率	グループ化
0 ~ 0	883	3.2%	24.7%
1 ~ 5	2,327	8.3%	
6 ~ 10	3,715	13.3%	
11 ~ 15	4,831	17.2%	37.2%
16 ~ 20	5,589	20.0%	
21 ~ 25	4,515	16.1%	25.7%
26 ~ 30	2,677	9.6%	
31 ~ 35	1,422	5.1%	7.6%
36 ~ 40	714	2.6%	
41 ~ 45	372	1.3%	2.0%
46 ~ 50	198	0.7%	
51 ~ 60	173	0.6%	2.1%
61 ~ 70	72	0.3%	
71 ~ 80	44	0.2%	
81 ~ 90	39	0.1%	
91 ~ 100	33	0.1%	
101 ~ 125	71	0.3%	
126 ~ 150	49	0.2%	
151 ~ 200	62	0.2%	
201 ~ 250	45	0.2%	
251 ~ 500	71	0.3%	
501 ~ 1,000	69	0.3%	0.7%
1,001 ~ 2,500	42	0.2%	
2,501 ~ 5,000	2	0.0%	
5,001 ~	1	0.0%	
合計	28,015	100.0%	100.0%



【補足説明】

- ・1月あたりの使用量が10m³以下の使用者の割合は約25%を占める。
- ・全体の平均水量は約24m³/月であるが、中央値は約17m³/月と推計
- ・現行使用料で需要家費を賄えていない世帯(水量2m³/月以下)は約5%と推計
- ・年間調定件数(R6)を12ヶ月で除して1月あたりの使用水量を推計

3 使用料改定の検討と今後について

(1) 経費回収率の向上に向けて ～基本使用料の導入理由～

- 有収水量が減少傾向である中、有収水量の変動の影響を受けない基本使用料を導入することで、**経営の安定性を確保**する。
- 従量使用料では、**使用量が少ない場合に固定費(需要家費)を賄えない事態が生じる**可能性がある。
- 令和7年度から奈良県広域水道企業団へ委託する下水道使用料の徴収単価が1件当たり**税抜120円から税抜235円に増加**

3 使用料改定の検討と今後について

(1) 経費回収率の向上に向けて ～類似団体の基本使用料の設定状況～

番号	都道府県	団体名	基本使用料 (円/月)	基本水量 (m ³ /月)
1	宮城県	塩竈市	600	-
2	茨城県	牛久市	1,300	10
3	茨城県	守谷市	466	-
4	茨城県	取手地方広域下水道組合	500	-
5	埼玉県	熊谷市	1,050	10
6	埼玉県	飯能市	1,180	20
7	埼玉県	鴻巣市	720	16
8	埼玉県	桶川市	1,180	8
9	千葉県	四街道市	840	-
10	千葉県	印西市	900	10
11	東京都	武蔵村山市	504	10
12	東京都	あきる野市	530	20
13	神奈川県	逗子市	679	16
14	石川県	野々市市	1,230	10
15	静岡県	藤枝市	-	-
16	愛知県	蒲郡市	700	-
17	愛知県	東海市	800	-
18	愛知県	大府市	800	-
19	愛知県	知多市	380	-
20	愛知県	知立市	750	-

番号	都道府県	団体名	基本使用料 (円/月)	基本水量 (m ³ /月)
21	愛知県	尾張旭市	600	-
22	愛知県	豊明市	550	-
23	愛知県	日進市	840	-
24	愛知県	みよし市	950	-
25	愛知県	長久手市	1,200	10
26	滋賀県	守山市	1,034	10
27	滋賀県	栗東市	1,090	20
28	京都府	福知山市	1,040	5
29	京都府	亀岡市	1,300	20
30	京都府	八幡市	700	16
31	京都府	京田辺市	619	-
32	大阪府	泉大津市	361	-
33	大阪府	貝塚市	849	10
34	大阪府	河内長野市	675	-
35	大阪府	交野市	840	8
36	大阪府	大阪狭山市	900	-
37	兵庫県	高砂市	800	20
38	兵庫県	三田市	820	-
39	奈良県	大和郡山市	1,030	0~8
			1,170	9~10

番号	都道府県	団体名	基本使用料 (円/月)	基本水量 (m ³ /月)
40	奈良県	橿原市	-	-
41	奈良県	生駒市	-	-
42	奈良県	香芝市	-	-
43	広島県	廿日市市	1,070	20
44	徳島県	徳島市	754	-
45	福岡県	筑紫野市	685	-
46	福岡県	古賀市	1,108	8
47	福岡県	糸島市	920	-
48	長崎県	諫早市	940	7
49	長崎県	大村市	630	-
50	大分県	別府市	1,074	20
51	沖縄県	宜野湾市	500	16
平均値(基本水量無し)			688	-
平均値(基本水量有り)			954	13
平均値(全体)			848	-

※2ヶ月で基本使用料及び基本水量を設定している団体は、1ヶ月分に修正している。

※類似団体は総務省の「令和5年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」から使用している。

3 使用料改定の検討と今後について

(1) 経費回収率の向上に向けて ～県下12市比較表～

県内順位	市町村名	改定時期	20㎡使用時 (税込・円)	従量使用料 (税抜・円/㎡)	基本使用料 (税抜・円/月)	使用料単価 (税抜・円/㎡)	経費回収率
1	桜井市	R1. 10. 1	3, 080	140. 0	—	141. 1	94. 0%
1	大和高田市	R7. 10. 1	3, 080	140. 0	—	126. 0	80. 1%
1	御所市	R7. 10. 1	3, 080	140. 0	—	112. 3	74. 9%
4	奈良市	R2. 4. 1	2, 893	131. 5	150	137. 9	112. 5%
5	大和郡山市	R3. 4. 1	2, 882	131. 0	1, 170	167. 4	103. 3%
6	天理市	H22. 6. 1	2, 860	130. 0	—	144. 2	95. 7%
7	生駒市(改定後)	R8. 4. 1	2, 805	120. 0	150	130. 0	86. 5%
7→8	橿原市	H13. 7. 1	2, 640	120. 0	—	137. 3	91. 5%
7→8	香芝市	H23. 4. 1	2, 640	120. 0	—	124. 0	84. 4%
9→10	宇陀市	H21. 4. 1	2, 530	115. 0	1, 200	129. 1	75. 9%
10	生駒市(現行)	H25. 4. 1	2, 332	106. 0	—	109. 9	73. 1%
11	五條市	H3. 4. 17	2, 200	100. 0	—	117. 6	78. 4%
12	葛城市	H21. 4. 1	1, 760	80. 0	—	93. 6	61. 1%
—	県内他市平均	—	2, 695	122. 5	—	130. 0	86. 5%
—	類似団体平均	—	2, 474	—	—	133. 5	97. 8%
—	全国平均	—	2, 438	—	—	136. 4	99. 6%

※使用料単価及び経費回収率は令和5年度決算値

※奈良市、大和郡山市、宇陀市、生駒市(改定後)の従量単価は20㎡使用時

※大和郡山市、宇陀市の基本使用料には月10㎡の基本水量が含まれる。(大和郡山市には月8㎡までの基本水量で基本使用料1,030円の設定あり)

※県内順位は20㎡使用時に基づく(生駒市改定後の順位変動を矢印で記載)

3 使用料改定の検討と今後について

(2) 中間目標と最終目標について

【最終目標】

経費回収率 100% (使用料単価 150円・改定率 約36%)

※使用料単価とは中間排水単価や特定排水単価が適用される工場等の大口使用者分を含む全体の平均単価

※独立採算の原則に基づき、使用料で対象経費を全て回収

【中間目標】

経費回収率 86.5% (使用料単価 130円・改定率 約18%)

※使用者の負担増加に配慮し、県内他市の経費回収率平均値 (86.5%) をひとまず達成

3 使用料改定の検討と今後について

(3) 今後の予定について ～経費回収率の向上に向けたロードマップ～

項目	計画期間									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率 (%)	73.1	86.5	86.5	86.5	86.5	86.5	審議会で使用料改定の必要性に関する検証を行い、然るべき時期に最終目標を目指した使用料改定を行います。			
使用料単価 (円/m ³)	109	130	130	130	130	130				